

安全指導業務（適性診断及び運行の管理のに関する講習） の見直しに関する法令の主な変更点

1. 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則 の改正

（1）適性診断の手続の明確化

現在、適性診断の認定については、新規認定の手続のみが省令に規定されているが、認定後の各種手続についても規定

- ①申請書記載事項及び添付書類を明確化
- ②変更認定の必要な事項について規定
- ③軽微な変更（届出事項）について規定
- ④適性診断事業の廃止の取扱い（届出）について規定
- ⑤適性診断事業の取り消しの取扱いについて規定

（2）講習の受講の明確化

現在、運送事業者は運輸支局長等から通知があったときに運行管理者に講習を受講させる必要があるが、通知のタイミング、受講対象者などは課長通達（内部通達）に記載してあるだけで、明確化されていなかったことから受講対象者等を明記

- ①支局長等が行う研修及び研修通知を廃止。（運送事業者は通知が来なくとも受講の時期がきたら講習を受講させなければならない。ただし特別講習に係る通知を除く）
- ②受講対象者を省令上に明記
- ③受講手続について告示に委任規定を制定
- ④適性診断と同様に1. ①②③④⑤について規定（適性診断の規定を準用）
- ⑤運行管理者の資格要件の一つだった告示で定める職務（NASVAの専任講師）を廃止

2. 適性診断認定要領（局長通達）の廃止及び新認定要領（大臣告示） の制定

現在、適性診断の認定要領については、認定について関与しない地方運輸局長向けに発出した局長通達である認定要領に基づき、認定を行っているが、これを大臣告示として幅広く一般に周知。それと合わせて必要性が低い規制などを廃止し、参入要件を緩和する。

主な変更点

- ①助言・指導以外の業務（診断テストの実施）を行う診断員に対して研修受講義務を課し、選任を求めていたが、診断員制度を廃止し、研修、選任義務を不要とする。
- ②助言・指導を行うカウンセラーの教育・訓練を担当する指導主任者の選任を求めている

たが、指導主任者制度を廃止し、カウンセラーの教育・訓練には特別の資格を求めないこととした。

- ③特定診断Ⅱを実施するためには、適性診断指導員（NASVAのみ存在。実質的にNASVA以外の者はなれないため、他の民間事業者は特定診断Ⅱを実施することができない）の選任を求めていたが、一定の経験を有するカウンセラー（第二種カウンセラーとして定義）であれば特定診断Ⅱを行うことができることとした。
- ④指導主任者は年に1回NASVAの行う研修に参加を義務付けていたが指導主任者制度の廃止により、NASVAの行う研修への参加が不要となった。
- ⑤適性診断事業の実施結果を年1回、カウンセラーの教育・訓練計画の実施状況を半年毎、特定診断Ⅰ及びⅡの実施状況を毎月報告することになっていたが、これらをまとめて年1回報告すればよいこととする。（会計年度が4月でない場合は2回）

3. 指導講習認定要領（大臣告示）の制定

現在、認定申請の取扱い要領がなく、実質的にNASVA以外の参入が出来ない状況であることから適性診断と同様に大臣告示として認定要領を明確化する。

主な内容（省令の根拠条文が適性診断を同様（準用）しているため、ベースは適性診断認定要領と同様である。）

- ①各講習を講義できる講師（第一種講師、第二種講師、専門講師）を定義
- ②講師の選任基準（運行管理者資格者証の交付及び研修を受けた者）
- ③実施する講習の講義項目、内容を定義
- ④講師に行う研修の内容を定義

4.（旅客・貨物）運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（告示）の一部改正

省令改正等に伴い以下の点を修正。

- ①適性診断の種類（特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断、適齢診断）を定義。
※現在、診断の種類（名称）は国として定義していない。

5.（旅客・貨物）運行管理者の講習の受講に関する告示（新設）

省令改正の（1）③のとおり受講の手続に関しては告示で定めるとしたことから告示を新設する。

主な内容

- ①講習の種類（基礎講習、一般講習、特別講習）を定義。
※現在、講習の種類（名称）は課長通達（解釈運用通達）で定義
- ②受講時期の詳細について定義
※現在、受講時期については課長通達（解釈運用通達）で定義
- ③特別講習の受講手続（支局長の指定・通知制度など）を明確化